

老人問題

▲家庭における老人の地位 ▲家族制度の弊 ▲親子別居觀 ▲子の家の家族 ▲厄介者 ▲獨逸の強制保險 ▲テンマーク及びニュージラランドの老人保護法 ▲國家と云ふ大家庭 ▲子の無い老人 ▲養老院の必要 ▲テンマークの養老院 ▲コーヘン ▲ハーゲンの養老院 ▲フレデンスホルグの養老院

今の日本の家庭における老人の地位は甚だ困難なる間題となつて居る。只老人としてならば何も別に困難な筈は無いのであるが、老人には親と云ふ名がつくので、それで事が大變に面倒になる。全躰ならば、此親と云ふ名は、只親しむべく、慕ふべく、愛すべく、懐くべき言葉であるのに、家族制度の弊として、親に無上の權力を與へたので、親といへば、只恐ろしく尊きものに思はれる事となつて、親の方でも「亦親ぢやぞや、親ぢやぞや」と自分から威光を振りちらすほどにもなつた。其弊が今日までも猶残つて居て、兎角親の權力が強すぎて困る場合が甚だ多い。それも親が子を育て、居る間ならば、まだ甚しいき困難とはならぬけ

れど、子が既に成人して、妻(或は夫)を持ち、立派に一人前として働いて居る場合には、種々なる不都合が其間に生じて来る。嫁と姑の争ひも大概は是れてある。そこで我輩は平生から親子別居の説に賛成して居るのである。親子別居と云へば大變に水くさく聞えるけれど、同居して喧嘩するよりは別居して仲善くする方が餘程善いと我輩は思ふ。然し此別居の説は、親夫婦がまだ違者で居る間の事で、其一方が無くなつたり、或は兩方とも全く老衰したり、した場合には、云ふまでもなく子の家に同居するより外は無い。それで其場合には、モウ親と云ふ恐ろしい卵は脱ぎすて、只老人として子の家の家族となるべき事である。家庭における老人の地位は正に斯くあるべき事と我輩は考へる。

斯く云へばとて、我輩は決して老人を厄介者として粗末にする考へては無い。今の世に盛んに働きつゝある夫婦を中心として、一方には過去の世にそれらの働きを濟まして來た老人があり、一方には未來の世に大いなる働きを爲すべき小供があり、是れが一團とな

つて家庭を作るならば、それほど美しい、賑かな景色はあるまいと思ふ。そうして家庭の中心たる夫婦の心得としては、未來において働くべき小供を當然の事として世話する如く、過去において働いて來た老人をも當然の事として世話すべき筈である。

然しながら、老人に貯蓄の金もなく、其子の家も活計に追はれて居る場合には、子はドウしても老人を厄介者と見て粗末にするような事になり、老人も亦みづから厄介者と思うて世をはかなむような事にもなる。

それをヤレ不孝の、ヤレ不人情のと云つて、子の方ばかりを責めた所で仕方が無い。さりとて、老人にナゼ貯金でもして置かなんだと責めた所で、是れ亦仕方がある譯では無い。そこで獨逸の國などには、強制保険といふ法があつて、別に財産も無く給料ばかりで暮して居る者には、法律で強制して、否應なしに何程かづゝ積金をさせる、そして其積金に對して、雇主からも同じ高の積金をする、政府からも補助をする、そうしておいて、七十歳以上になつた時、或は七十歳以前で

も老衰して仕事の出來ぬようになつた時、それに年金を與へる仕組になつて居る。獨逸は種々なる保險法を行うて居るので有名の國であるが、其外の國々でも皆それ〴〵に老人保護の法が立つて居る。中にも尤も結構なるはヨーロッパのデンマークとオーストラリアのニュージールランドとである。デンマークでは別に掛金はさせずに、只六十歳以上になつて、自己の不品行の爲でなくして自活の道の無い者には二百四十フラン（凡そ百二十圓）の年金を與へる。ニュージールランドでも掛金は無く、只廿五年以上國內に住居して品行善良なる者が六十五歳に達する時には、十八磅（凡そ百八十圓）の年金を與へる。何と結構な老人保護法ではありませぬか。

家庭は社會の尤も小き者で、社會は家庭の大きいなる者であるとするれば、國家と云ふ此大社會を一つの大家庭と見る事も出来る。されば此大家庭において、過去の働きを濟ませて來た老人に對し、種々保護の法を立てるのは人情の上から當然の事であつて、日本なども